



# わが国における職業教育の課題と展望

## 教育と職業の分離

ニート・フリーター問題に代表されるように、わが国では現在、若者の就職難が問題となっている。

これまでわが国においては、日本型の人材養成、つまり学校教育を終えた若者を企業内で教育し、職業能力を身に付けさせるシステムが機能していた。しかし、昨今の不況で企業内教育の機能は低下し、新卒者を育てる余裕がなくなってきた。そのため、企業は即戦力となる人材を求めるようになり、職業能力を持たない若者は採用されず就職難に陥る、という構造的な問題が浮かび上がってきている。

そのような中、学校教育の段階で職業能力を身に付けさせるべきであるという議論が高まり、高校や大学といった社会人を輩出する教育機関は、このような企業の養成を受け、キャリア教育に力を入れ始めている。同時に、わが国における教育と職業問題の分離そのものが問題であるとの声も上がり始めている。

## 教育における職業の位置付け

わが国においては、戦後、憲法において学問と職業が分離され、また教育基本法においても教育の目的として「勤労」や「職業」といったことが明確に規定されなかった。そのため、教

育における職業問題の位置付けが定まらず、それが教育と職業の分離の一因になっているとの指摘がある。

また、高度経済成長の中、普通教育志向が進み、教育界において職業訓練・職業教育が軽視されるようになったことも、その原因のひとつとして挙げられる。次第に職業訓練・職業教育についての議論がなされなくなり、現在、それらがあまり根付いていない状態となっている。

## 本質的な問題の認識こそが必要

近年、キャリア教育や職業教育の重要性が認識され、インターシップや体験学習等が盛んに行われるようになってきているが、十分な職業観、職業能力養成に結びついているかどうかよく検証し、改善を図る余地はある。しかし、その前に、まずは根本的な原因、つまり教育と職業問題の分離の問題を認識することこそ必要なのではないだろうか。

職業訓練、職業教育に関する議論や研究が、わが国において発展してこなかったのはなぜか。それらは法制度においてどのように位置付けられているのか、また、その問題点は何か。その根源にある、わが国独特の「教育」観はどのようにして形成されたのか。それらを明らかにするとともに、職業訓練、職業教育のあり方と今後の可能性について探る。



### 参考文献・データ

#### [ 文献・資料 ]

- 川端大二、関口和代(編著)『キャリア形成 個人・企業・教育の視点から』(中央経済社・2005)
- 小杉礼子、堀有喜衣(編)『キャリア教育と就業支援 フリーター・ニート対策の国際比較』(勤草書房・2006)
- 社会経済生産性本部・生産性総合研究センター編『学ぶ力を働く力へ、働く力を学ぶ力へ』(社会経済生産性本部・2005)
- 田中萬年『教育と学校をめぐる三大誤解』(学文社・2006)
- 田中萬年、大木栄一『働く人の「学習」論』(学文社・2005)
- 田中萬年『仕事を学ぶ』(実践教育訓練研究協会・2004)
- 田中萬年『生きること・働くこと・学ぶこと』(燭台舎・2002)
- 寺田盛紀(編著)『キャリア形成・就職メカニズムの国際比較 日独米中の学校から職業への移行過程』(晃洋書房・2004)

中野育男『学校から職業への迷走 若年者雇用保障と職業教育・訓練』(専修大学出版局・2002)

広田照幸『教育言説の歴史社会学』(名古屋大学出版会・2001)

本田由紀『若者と仕事』(東京大学出版会・2005)

望田幸男、広田照幸(編)『実業世界の教育社会史』(昭和堂・2004)

#### [ ウェブサイト ]

エルゴナジー研究会ホームページ <http://www.uitec.ehdo.go.jp/edus/erg/>

職業能力開発大学校ホームページ <http://www.uitec.ehdo.go.jp/>

日本産業教育学会ホームページ <http://www.uitec.ac.jp/edus/sangyo/>

日本社会教育学会ホームページ <http://www.soc.nii.ac.jp/jssace/>

若年層の就職難が続く昨今、学校教育と職業の分断が問題視されている。それらを一体化して考える「エルゴナジー」を提唱する田中萬年氏に、日本の職業教育の新たな方向性についてうかがった。

## 「学問」から「教育」へ

日本においては、教育と職業訓練が同じレールの上に位置せず、分離した状態にあります。こうした位置付けになっているのはなぜなのでしょう。

**田中** 問題の根本は「教育」という言葉にあると思います。教育という言葉は、明治中期から使われ始めたのですが、それまでは「学問」と言っていました。

学問は当初、「学文」の文字が当てられており、文部省という名前もそこからきています。つまり、文部省が扱うのは「学文」すなわち学問であったにもかかわらず、明治8年からは学問ではなく「教育」を実施する省に変質したのです。学問というのは、幅の広い概念です。そこには職業や仕事のことも含まれます。ところが、学校で行うのが学問ではなく教育だとされてから、職業問題が非常に希薄になっていきます。特に、当時の明治政府は予算的にも困窮していました。職業教育には時間とお金がかかりますので、当然のことながら、職業教育は後回しにされます。明治政府が職業教育を始めたのは、実は明治30年代になってからなのです。そのような状況を国民が見れば、職業教育というのは、後回しでいいもの、重要性は低いものと思ってしまうます。

その間に学校体系が整備されていき、今のような教育システムが出来上がり、そのあとになって初めて職業訓練が始められたという流れだったのです。職業訓練の評価が高まらないのは当然です。

教育という言葉には、職業的な意

# 「エルゴナジー」の必要性 職業と学校教育を一体化する



職業能力開発総合大学校  
能力開発専門学科教授（学術博士）

**田中萬年氏**

Tanaka Kazutoshi

1943年生まれ。1968年職業訓練大学校卒業。長崎総合職業訓練所指導員、職業訓練研究センター研究員を経て現職。近書に、『人材育成と企業内教育』（共著 / 日本経済評論社・2000）『生きること・働くこと・学ぶこと』（燭台舎・2002）『仕事を学ぶ』（実践教育訓練研究協会・2004）『働く人の「学習」論』（共編著 / 学文社・2005）『職業訓練原理』（職業訓練教材研究会・2006）『教育と学校をめぐる三大誤解』（学文社・2006）など。

味合いは含まれないのですね。

**田中** その通りです。孟子が教育という言葉を使うのですが、そこにははじめから職業という概念を含ませる必要性はありませんでした。日本は早く近代国家をつくり上げるために、個人のものであるはずの学問ではなく、国が教育を施し、次第に職業問題が忘れ去られていったというわけです。

先生は論文の中で、戦後GHQによる憲法草案がつくられたときに、日本はあえて職業と学問を分離したといったことを述べられていますね。

**田中** 先ほどのような明治政府の誤りを、戦後になって改めるところか、むしろ定着させてしまったという感があります。「日本国憲法」のマッカーサー草案によると、その第22条で“Academic freedom and choice of Occupation are guaranteed.”と書かれていました。つまり「学問の自由と職業の選択は保障される」ということです。ところが日本国憲法では、第22条に「職業選択の自由」、第23条に「学問の自由」というように別々の条文となりました。これは、当時の日本の知識人でさえ、学問と職業を分けて考えようとしていた、ということの意味します。そうなれば、研究者たちが職業に関心を持たなくなるのは自明の理です。

日本は戦後、すべてをリセットできるチャンスを持ちながら、少なくとも教育に関する限り、明治以来のものを見直すことなく、そのまま維持してしまっただけで、今になって矛盾が大きくなってしまったということだと思います。

## 職業教育と徒弟制度

職業訓練や教育の法的位置付けに、何か問題はないのでしょうか。

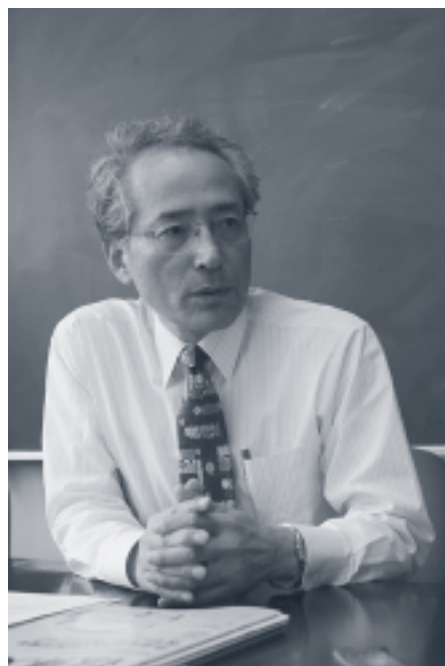
**田中** あまり知られていませんが、「労働

基準法」には「徒弟の禁止」という条文がありました。ご存じのように「徒弟制度」というのは教育訓練の原点です。ところがGHQが戦後、日本の民主化を推進するに当たって「徒弟制度は封建的だ」としたために、日本の知識人たちは「労働基準法」に徒弟制度禁止の条項を入れてしまったわけです。それが現行基準法でも、「徒弟の弊害排除」という言葉で残っている。しかも、その内容は徒弟制度のことは全く記されていないのです。このような事実があることでも、私は徒弟制度なり職業訓練なりが、戦後、ずっと誤解を解かれないままにあって、現在の社会的評価の低さにつながっているのではないかと思います。

今の「労働基準法」というのは、法律で職人を否定しているような状況であると。

**田中** その通りです。ですから私はいつも、まずこの「徒弟の弊害排除」のタイトルを直さなければならぬと訴えています。国民の認識と支援がないと、なかなかこうした誤りは改正されません。

GHQが主張したように、徒弟制度には何か弊害があるのですか。



**田中** 例えば、戦前は徒弟が親方の家の家事労働をやらされたり、子守をさせられたりと、不当に働かされたことが批判の対象だったと思います。ところが、技術の伝承といったものは、そのような徒弟制度が可能にするものなのです。ですから、一面をとらえて徒弟制度を全否定するのではなく、制度を認めた上で、悪い点を修正すればよいのだと思います。

外国では、徒弟制度はどのように扱われているのでしょうか。

**田中** 外国の法律を見れば簡単に分かることです。GHQがそういった徒弟制度を非難しているときにも、本国アメリカには徒弟制度の法律があり、それは今でも存在するのです。おそらく先進国と言われる国で、徒弟制度をきちんと法律で位置付けていないのは日本だけだと思います。

またイギリスでは、子どもたちの工場労働が進んでいく中で、教育が制度化されていきます。それが学校に発展していくという経緯があるわけで、そこでは職業教育は当然学校教育に含まれるわけです。それが「エデュケーション」という言葉の概念です。したがって「エデュケーション(education)」を「教育」と訳すのは、まるで意味が違うということです。“Education”を英英辞典で引くと“to develop”や“development”であり、「開発すること」なのです。また、その内容は“knowledge”ばかりでなく、“skill”や“calling”、“business”、“trade”等の職業や仕事に関するものが含まれています。

最近のヨーロッパでは、徒弟制度をさらに現代的に改革して、技能者養成、人材育成に力を入れています。日本でも、ドイツの徒弟制度と学校制度を模範にした「日本版デュアルシステム」というものを導入し、ニート等の就職支援を目指

していますが、どうもポイントがずれているような気がしてなりません。つまり、デュアルシステムの本質が徒弟制度にあるということを理解していないように見受けられるのです。

今、若者のキャリア教育の必要性が叫ばれる世の中となり、今こそ教育を根本的に見直すチャンスだと思っているのですが、私はどうもそれが表面的な改革に終わってしまうのではないかと危惧しています。今でこそ景気が低迷し、若年雇用が問題視されていますが、また景気が良くなったときには、教育の問題など全く忘れ去られてしまうのではないかと思います。

## 人材育成は国民の税金で行うべき

昨今の国会では、「教育基本法」について審議されています。

**田中** 文部科学省のホームページの中に「教育基本法資料室」というコーナーがあります。そこには各国の教育関係法が掲載されているのですが、そこでぜひフランスの教育基本法を見ていただきたいと思います。日本とは教育に対する考え方が根本的に違うということが、よく分かるはずですが、その第1条には、教育とは、「社会生活、職業生活への参加、および市民としての権利の行使を可能とするため」に保障される、ということが書かれています。そう考えれば学校と社会がつながっていくのは当たり前のことです。フランスでは、学校制度として各学校段階に並んだ見習工訓練制度があり、その最上段は大学院レベルの「技師資格」を取得するものですが、これだけで近年2万5,000人が修了しています。

残念ながら、政府与党の改革案を見ても、職業についてのきちんとした記載は見当たりません。むしろ、今までの「教

育基本法」よりも、さらに後退しているように見えます。

そもそも戦後、職業訓練は法的にどのように位置付けられてきたのでしょうか。

**田中** 戦後、企業の職業訓練が「労働基準法」で規定され、失業者を対象にした公的な職業訓練が「職業安定法」で規定されました。それが昭和33年に訓練部門だけが統合されて、「職業訓練法」ができました。そのような意味で、職業訓練は、労働者を保護すべく制定された「労働基準法」と「職業安定法」に端を発するわけです。そしてさらに昭和60年に、現在の「職業能力開発促進法」に名称を変更しました。

このように、出発点は労働者の保護にあったのですが、途中で財源が変わります。昭和50年に「失業保険法」から「雇用保険法」になり、企業主のための職業訓練という位置付けに変わってきたのです。そこが法律的に一番大きな問題であり、かつ難しい問題でもあります。つまり、当初は失業者のための職業訓練だったということが、今の財源では説明がしづらいわけです。そうすると、ニート対策にしてもフリーター対策にしても、何かやろうとするときに、そこにしわ寄せがきてしまう。その法体系をまずきちんと整備する必要があると思います。

そのあたりは、ヨーロッパではどうなっているのでしょうか。

**田中** ヨーロッパでは、職業訓練というのは人材養成であると同時に、国民の能力開発の権利として行われるものですから、国の予算で行われています。それが、日本の場合は企業主負担となっている。そのため、国民全体のための職業訓練ということを訴えにくい構造になっているのです。職業訓練を国民のためにきちんと行っていくためには、その予算も、学校教育と同様に、国民の税金で

行わなければならないと思います。

## 職業教育と学校教育の連続性を

これからの日本の職業教育はどのようにあるべきなのでしょうか。

**田中** 1つの例ですが、今「キャリア教育」というものが流行していますが、実はこれは1970年代頃からあったものなのです。たまたま昨今、不況で就職がうまくいかない学生が増えたためにクローズアップされているのだと思います。つまり、本当にキャリア教育が、教育論として語られていない、そんな気がするのです。日本の教育は、すべてにおいてそのような側面があるような印象を持ちます。ゆとり教育にしても、学力が落ちたといっではすぐに廃止するなど、上辺だけで物事が動いています。そこに、本当の教育とは何か、子どもたちの能力をどう開発すべきなのかという問題意識は全く感じられません。

特に、職業教育ということを考えたとき、これは人生の流れから言っても、学校教育と連続して考えなければいけません。社会と切り離された教育はあり得ないのです。言葉の上では「生きるため」、「社会人としての力」というようなことを言いますが、実態は、学校教育と社会は完全に断絶しています。そこを変えていかなければならないでしょう。

この点を考える上でイギリスの省庁再編は非常に参考になります。日本は省庁再編で、文部省が文部科学省になり、労働省が厚生労働省となりましたが、結局元の本阿弥です。ところがイギリスは、日本で言うところの文部省と労働省が一緒になり、教育職業技能省( Department for Education and Skills )になったのです。日本で言えば「文部労働省」でしょうか。しかし、文部省と労働省が一緒に

なることを多くの日本人はなかなかイメージすることができないでしょう。そこが問題なのです。イギリスにおいては、エデュケーションは「職業のための能力開発」という理解がありますから、教育労働省に対しても違和感がないわけです。

日本も、職業教育を真剣に考えるなら、まず省庁を再編するようなところから、根本的に見直すことが必要なのではないでしょうか。

先生は「エルゴナジー」という概念を提唱されています。それはまさに学校教育と職業教育を一体的にとらえようとする考え方なのでしょうか。

**田中** その通りです。教育学では、学校教育のことを「子どもを導く」ペダゴジー( Pedagogy )、成人教育のことを「大人を導く」アンドラゴジー( Andragogy )と言います。しかし、日本では「教育」という言葉は、この両者を含む「エデュケーション」を意味しませんので、「仕事へ導く」という意味合いを込めて、「エルゴナジー」( Ergonagy )という言葉をつくったのです。「Ergon」とは、仕事やエネルギーという意味の語源です。「仕事を導く」ことは子どもと大人を区別する必要はないからです。

これからは、学校と社会を一体的にとらえ、一生涯にわたって国民の職業的自立を援助するシステムを築き上げていかなければならないと思います。

### 教育基本法資料室

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/kihon/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/index.htm)



- ・田中萬年「戦後における職業教育研究の欠落視点」(『日本の教育史学第48集』/日本教育史学会・2005)
- ・田中萬年『徒弟制度は人材育成の基本』(全建総連ブックレット・近刊)
- ・田中萬年氏ホームページ  
<http://www.uitec.ac.jp/~mtanaka/>

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

[h-bunka@lec-jp.com](mailto:h-bunka@lec-jp.com)